

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日事企法一 6 6 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 4 年 1 1 月 2 5 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理	1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理

文書をいう。以下同じ。)は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日(同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日)から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間(当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間)とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
人事院規則第9条関係第3項(職員の任用)の運用について(平成21年3月18日人企一532)	第9条関係第3項の認定に関する文書等(規則1-34別表備考第1号に規定する文書等をいう。以下同じ。)	取得の日	3年
	第18条		

文書をいう。以下同じ。)は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日(同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日)から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間(当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間)とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
人事院規則第9条関係第3項(職員の任用)の運用について(平成21年3月18日人企一532)	第9条関係第3項の認定に関する文書等(規則1-34別表備考第1号に規定する文書等をいう。以下同じ。)	取得の日	3年
	第18条		

関係第2項又は第3項の協議に関する文書等		
第18条 関係第4項ただし書の承認に関する文書等		
第18条 関係第7項、第10項若しくは第12項又は第31条 関係第4項の報告の文書等		
第28条 関係第5項の協議に関する文書等		
第42条 関係第3項の承諾の文書等	任期を 定めた 任用の 終了し	3年
第42条 関係第5項(4)又は 第43条 関係第2項(5)の承認に關す	た日	

関係第2項又は第3項の協議に関する文書等		
第18条 関係第4項ただし書の承認に関する文書等		
第42条 関係第3項の承諾の文書等	任期を 定めた 任用の 終了し	3年
第42条 関係第5項(4)又は 第43条 関係第2項(5)の承認に關す る文書等	た日	
第43条 関係第1項又は第46条の2 関係の同意の文書等		
第18条 関係第8項若しくは 第10項又は第31条 関係第4項	取得の 日	3年

	る文書等 第 4 3 条 関係第 1 項又は第 4 6 条の 2 関係の 同意の文 書等				の報告の 文書等 第 2 8 条 関係第 5 項の協議 に関する 文書等		
「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の合格者を職員として採用する場合の人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 1 8 条第 1 項第 1 0 号の規定による人事院の承認について（令和 4 年 1 1 月 2 5 日人企一 1 3 6 8）	第 2 項の報告の文書等	取得の日	3 年				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

以 上